

業紹介所の設置であつた。

第二項 社會政策講習所の設置

社會政策講習所は「社會政策又は社會事業に志ある者の教養に遺憾なきを期するため」本會最初の企畫として、桑田常務理事と初代所長として大正九年四月十二日に本會棟上に之の開所式を擧げ、同十三日より東京神田錦町の私立東京工科學校々舎の一部に於て第一回講習を開始した。今この設立趣意書及び規定を再録すれば次の如き山のいである。

社會政策講習所設立趣意書

最近社會の異状なる風潮と産業の急激なる發達は動土

すれば勞資の協調を破り延びて思想を動搖し平和を攪乱するの憂無いとせが、今にして之が矯正の策を講じおんば將來産業破壊の災禍を發生するの計ならぬ。我協國家の基礎を危くし社會の安寧を紊すに至らん。我協調會は此等の意義に基ける時代の要求に應じて設立せられ、其目的とする所社會政策の調査を爲し之が實施に務め紛擾を未然に防止し以て産業の發達國運の隆昌に貢献せんとするにあり。

以上の趣旨に基き其目的を貫徹せんと欲せば、官衙公共團體に在つて工場、監督及び救濟事業に従事する者、工場鑛山等に在て勞務者の薰陶又は生活改善を畫策する者、其他民間に於て社會事業を經營し又は之に關する思想の宣傳に従事するものをして専門の知識を